

令和6年9月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和6年10月9日（水） 開会 午前10時
閉会 午前11時36分

場所 第1委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺大副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、細田善則委員、武内政文委員、
田村琢実委員、野本怜子委員、白根大輔委員、塩野正行委員、松下昌代委員

欠席委員 なし

説明者 中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、
都丸久政策・財務局長、中村克地域経営局長、近藤光参事兼交通政策課長、
尾崎彰哉企画総務課長、村井秀成計画調整課長、関根章雄財政課長、
藤井大司行政・デジタル改革課長、横溝隆夫デジタル政策幹、
山川直也北部拠点政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、
田中秀幸地域政策課長、桑折恭平市町村課長、小山省吾土地水政策課長

岩崎寿美子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長

西村朗監査事務局長、新井裕之監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
飯野由希子監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第83号	令和6年埼玉県一般会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願 なし

報告事項

窓口収納におけるキャッシュレス化の推進について

【付託議案に対する質疑】

渡辺（聡）委員

- 1 当初予算の成立から半年がもう経過し、令和5年度決算の剰余金も出ているところだが、現状でどれぐらいの財源が残っているのか、今後の補正予算を組む際の予算を確保しているのか伺う。
- 2 今回の補正予算で、県債を20億計上しているが、県債残高の現状と今後の見通しについて伺う。

財政課長

- 1 令和5年度の決算を踏まえると、まず財政調整の3基金が473億円あるが、このうち、交付税などの精算に備えた額等を除いた、いわゆる実質的な財源として使える残高が約251億円である。そのほか、令和5年度決算の剰余金が約350億円あるが、このうち今後国に返還しなければならない臨時交付金の分等を除いた金額が約208億円であり、合わせて約459億円が、現時点で、今後の補正に備えて使える額である。
- 2 今回20億円を補正するが、この20億円を加味した後の、令和6年度末の県債残高の見込みが約3兆6,432億円である。このうち、臨財債や減収補填債を除く県でコントロールできる県債残高の見込みが約1兆7,817億円であり、全体では、令和5年度末と比較して720億円の減ということになるが、県でコントロールできる県債残高は、5年度末と比較すると42億円の増ということになる。それと、今後の見込みであるが、公共施設の長寿命化対策や防災減災対策などで、将来的に投資が増加することが見込まれるので、各年度における県債の発行額が償還額を上回った場合は、県でコントロールできる県債残高は必ずしも今までのように減少しない可能性があるから見込んでいる。

渡辺（聡）委員

今後、インフラの老朽化とかそういったことが控えているという話があったが、将来負担とバランスを図りながらも積極的な投資も必要となるが、こういった方針で県債管理を今後行っていくのか。

財政課長

将来に過大な負担を残さないということが大事である。一方で、県債については、必要な投資の重要な財源であるので、正にバランスが大事である。そのため、例えば、地方交付税措置のある、我々は有利な県債と呼んでいるが、そのような県債をできる限り活用して、真に必要な投資を行いつつも、将来的な負担が過度にならないように、県債残高に留意して今後適切に管理をしていく。

野本委員

- 1 補正予算の県債約20億円とあるが、内容として、交付税措置はどうなっているのか。県にとって有利な県債となっているのか。
- 2 繰越明許費の設定が約113億円ある理由として、資材の納期が予定より遅くなっていて工期が延長されたり、人手が不足していて入札不調が起こっていることなどを伺っている。今後も同じような理由で、予定どおりにはいかない案件がますます増えていく

かなと予想しているが、一方で、今年度まだ半年残している中で、繰越明許費を9月定例会で設定したという理由は何かあるか。

財政課長

- 1 今回20億円計上しているが、そのほとんどが、追加で予算措置した公共事業に係る県債であり、国庫補助金等を充当した残りの県負担分に充当するものである。公共事業等債というものであり、こちらは充当率が90%、元利償還金に対する交付税措置率が約20%となっている。
- 2 平成17年に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律があり、これが令和元年に改正をされて、その中で、公共事業の適正工期の確保が発注者の責務として明記をされた。そのため、令和2年の9月定例会から早期に繰越明許を設定することで、事業者の適正な工期が確保されて、建設業の従事者の長時間労働の是正であるとか、休日の確保を図ろうとしたものである。このような理由からも、現時点で、年度末までに工事が終わらないとはっきりしているものについては、なるべく前倒しで9月から繰越明許の設定をお願いしている状況である。

松下委員

- 1 3月に日銀の金融政策の決定会合において、マイナス金利の解除が決定をされたが、それに伴い、金融政策の変更であったり、金利上昇といったものが県債をはじめとして、県の財政運営に与える影響についての認識を伺う。
- 2 県債が大きく影響を受けることとして、償還に要する利払い費の増加というのが見込まれると思う。そこに対する県としての工夫をどのようにやっていくのか。

財政課長

- 1 金利が上昇すると、当然であるが、これから新規に発行する新発債と、過去に発行した県債の借換債、これらの今年度新しく発行する公債費の利率が増加して、その分は県財政に影響を与えるということになると思う。ただ、実際の影響だが、直近で本県で調達した10年債の利率が1.029%となっており、予算上は10年債利率2.0%で見込んでいるので、直ちに、大きな影響を与えるとは今のところ考えていない。
- 2 常に証券会社と意見交換をして、今後の金利の見込みであるとか考えているわけであるが、そのような証券会社などの意見も参考にしつつ、金融市場における金利の動向や、各種債券に対する需要などをしっかり見極めて、その時々で最適な年限を発行するというような工夫をして、なるべく利払いが少なくなるように工夫したい。